

249
令和 6 年 12 月 19 日

奈良県知事

殿

主たる事務所の所在地 〒634-0012
奈良県橿原市膳夫町 4 7 7 番地 1 7
医療法人名 医療法人 雄 信 会
理事長名 吉 田 佳 嗣
(連絡先 TEL 0744-23-6688)

決 算 届

令和 5 年度（令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで）の決算を終了しましたので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日) ✓

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人雄信会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり) ✓

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 ✓

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良県橿原市膳夫町477番17

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成11年8月31日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成11年9月 3日 ✓

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉田 佳嗣 ✓	
理 事		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	クリニック吉田 ✓	2911201792 ✓	奈良県橿原市膳夫町 477番19 ✓	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 大和三山 ✓	2950580056 ✓	奈良県橿原市膳夫町 477番17 ✓	入所定員 80名 通 所 定 員 30名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援 大和三山 ✓	奈良県橿原市膳夫町 477番17 ✓	
介護老人保健施設 大和三山 ✓	奈良県橿原市膳夫町 477番17 ✓	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月26日 令和4年度決算承認の件、損失件処理の件、役員改選の件
" 理事長選任の件 ✓
令和6年9月20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定の件 ✓

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
な し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
な し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
な し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
な し

(9) その他
な し

様式 2

法人名 医療法人 雄信会
所在地 奈良県橿原市膳夫町 4 7 7 番 1 7

※医療法人整理番号 0 0 2 4 9

財 産 目 録
(令和 6年 9月30日現在)

1. 資 産 額	588,288 千円
2. 負 債 額	544,783 千円
3. 純 資 産 額	43,504 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	177,818 ✓
B 固 定 資 産	410,469 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	588,288 ✓
D 負 債 合 計	544,783 ✓
E 純 資 産 (C - D)	43,504 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 雄信会

※医療法人整理番号 00249

所在地

貸 借 対 照 表

(令和 6年 9月30日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	177,818	I 流動負債	59,294
現金及び預金	74,418	買掛金	6,934
事業未収金	101,011	短期借入金	33,923
たな卸資産	2,329	未払金	11,779
前払費用	241	未払法人税等	3,859
その他の流動資産	△ 182	未払消費税等	392
II 固定資産	410,469	預り金	1,585
1 有形固定資産	388,068	その他の流動負債	818
建物	373,009	II 固定負債	485,489
医療用器械備品	3,386	長期借入金	483,378
その他の器械備品	3,245	その他の固定負債	2,111
車両及び船舶	5,814	負債合計	544,783
その他の有形固定資産	2,612	純資産の部	
2 無形固定資産	6,010	科 目	金 額
ソフトウェア	5,561	I 出資金	21,000
その他の無形固定資産	448	II 積立金	22,504
3 その他の資産	16,390	繰越利益積立金	22,504
長期前払費用	14,721	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	1,669	純資産合計	43,504
資産合計	588,288	負債・純資産合計	588,288

法人名 医療法人 雄信会 ※医療法人整理番号 0 0 2 4 9
所在地 奈良県橿原市膳夫町 4 7 7 番 1 7

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 1 0 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		593,318
2 事業費用		
(1)事業費	583,169	
(2)本部費	△ 13,325	569,843 ✓
本来業務事業利益 ✓		23,475 ✓
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		22,028
2 事業費用		21,580
附帯業務事業利益		448 ✓
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		23,923 ✓
II 事業外収益		
受取利息	5	
その他の事業外収益	21,557	21,563 ✓
III 事業外費用		
支払利息	6,985	
その他の事業外費用	1,608	8,594 ✓
経常利益		36,892 ✓
IV 特別利益		
固定資産売却益	64	
その他の特別利益	0	64 ✓
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	1,199	1,199 ✓
税引前当期純利益		35,757 ✓
法人税・住民税及び事業税	3,860	
法人税等調整額	0	0
当期純利益		31,897 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 雄信会
所在地 奈良県橿原市膳夫町477番17

※医療法人整理番号 0 0 2 4 9

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田 佳嗣	医師	当法人理事長、 不動産の賃借	賃借料の支払	17,099	地代家賃	17,099

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 雄信会

理事長 吉田 佳嗣 殿

私は、医療法人 雄信会の令和 5 会計年度（令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 /

医療法人 雄信会

監事 當麻 嘉史 /